

定額減税に関する 給与支払者向け説明会

(ご案内)

令和6年度税制改正の大綱が令和5年12月22日に閣議決定されこの大綱に沿った国税の改正法案が成立し施行されます。給与支払者の方が令和6年6月1日以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から定額減税を実施することになります。

つきましては、給与支払者の方が行う定額減税のしかたについての説明会を下記日程のとおり開催します。

ぜひ早期に！準備に着手できるよう！今回の説明会を受講されますようご案内申し上げます。

記

日時 4月24日(水)午前10時～・午後2時～

日時 5月9日(木)午前10時～・午後2時～

日時 5月24日(金)午前10時～・午後2時～

場所 栗原文化会館 2階 大研修室

(栗原市築館高田2丁目1-10 Tel 23-1234)

講師 築館税務署

法人課税 調査官 成田 拓朗 氏

無受
料講

令和6年分所得税の定額減税説明会受講申込書

令和6年4月 日

事業所名	(会員・一般)		
連絡先	(FAX番号)		
参加者名	(受講日)	午前10時～・午後2時～	
参加者名	(受講日)	午前10時～・午後2時～	

※参加者名と受講日を記入し、受講時間は○で囲んでください。

お申込先:公益社団法人栗原法人会 FAX 0228-22-2774へ